

富田林市公告第 77 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 6 月 7 日

富田林市長 多田 利喜



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

錦織地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

|            |       |
|------------|-------|
| 法人         | 0 経営体 |
| 個人         | 3 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織  |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

個々の事情に配慮しつつ、農地中間管理機構の活用を図っていく

6. 地域農業の将来のあり方

高付加価値化の推進・新規就農の促進

以上